

告示

埼玉県告示第七百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

野本ビル

埼玉県加須市三俣二丁目四―十外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策について

学校教育課

(一) 店舗周辺が近隣小・中学校の児童生徒の通学路のため、工事車両等が行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。また、必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。

(2) 騒音対策等について

環境政策課

(一) 営業時間が夜間に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車への励行、クラクション抑制を促す措置を図ってください。

(二) 荷捌車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ってください。

(3) 地域商業貢献等への取組について

市民協働推進課

(一) 地域自治会が開催する祭りや各種行事への参加・協力についてお願いします。

(二) 退店、撤退等の際には地域自治会へ早期の情報提供をお願いします。
産業振興課

(一) 加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として、地域経済の活性化に努めていただけるようお願いします。

(二) 従業員等を雇用する際は、加須市民の積極的な採用に努めていただけるようお願いします。

二 縦覧期間

令和四年七月十九日から令和四年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター